

る訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内。

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に當たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

第五十八条第一項中「その還付金等に係る国税の納付があつた日」を「次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 還付金及び次に掲げる過納金 当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）

イ 更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）により納付すべき税額が確定した國税（当該國税に係る延滞税及び利子税を含む。）に係る過納金（次号に掲げるものを除く。）

ロ 納稅義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する國税で納稅の告知があつたもの（当該國税に係る延滞税を含む。）に係る過納金に類する國税に係る過納金として政令で定めるもの

二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対し、当該請求に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき

税額が減少した國税（当該國税に係る延滞税及び利子税を含む。）に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い

三 前二号に掲げる過納金以外の國税に係る過誤納金 その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する

四 第五十九条第二項第二号を削り、同条第三項中「場合には」の下に「、その過誤納金については」を加え、「がそれぞれの納付の日に生じた」を「からなる」に改め、同条第四項中「過納の金額に相当する國税は」を「過納金については、これを第一項第三号に掲げる過誤納金と」、「に納付があつたものとみなして、第一項を」を「同号に掲げる日とそぞれのみなして、同項に改め、同条第五項中「國税について更正」の下に「更正の請求に基づく更正を除く。」を加え、「は、その更正があつた日（当該理由に基づき國税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日）に納付されたものとみなして、第一項を

第七十一条中「更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）を「更正決定等」と改める。

第六十四条第三項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第七十二条中「更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）を「更正決定等」と改める。

第六十六条を第一百二十五条とし、第九十五条を第一百二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（書類提出者の氏名及び住所の記載等）

第一百二十四条 国税に係する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納稅管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立て人が總代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納稅管理人若しくは代理人又は總代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした国税局長に対する異議申立て

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

三 国税局長がした処分 国税局長官に対する異議申立て

四 税關長がした処分 その処分をした税關長に対する異議申立て

4 国税局長、税務署長又は税關長は、滞納に係る国税の全額を徴収するためには必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る國税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち、当該國税の納期限の翌日から一月を経過する日後の期間（前二項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第五十九条第一項中「第八十八条条を第百二十二条とし、第八十九条から第九十三条までを二十八条ずつ繰り下げる。」を「第八十条第二節中第八十八条条を第百二十二条とし、第八十九条から第九十三条までを二十八条ずつ繰り下げる。」に、「税務署長に対してされたものとみなして、第一項を」を「同号に掲げる日とそぞれのみなして、同項に改め、同条第五項中「國税について更正」の下に「更正の請求に基づく更正を除く。」を加え、「は、その更正があつた日（当該理由に基づき國税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日）に納付されたものとみなして、第一項を

第六十条第二節中第八十八条条を第百二十二条とし、第八十九条から第九十三条までを二十八条ずつ繰り下げる。」に、「税務署長に対してされたものとみなして、第一項を」を「同号に掲げる日とそぞれのみなして、同項に改め、同条第五項中「國税について更正」の下に「更正の請求に基づく更正を除く。」を加え、「は、その更正があつた日（当該理由に基づき國税に関する法律の規定により更正の請求があつた場合には、当該請求があつた日）に納付されたものとみなして、第一項を

第七十二条中「更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は賦課決定（以下「更正決定等」という。）を「更正決定等」と改める。

第六十六条を第一百二十五条とし、第九十五条を第一百二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（書類提出者の氏名及び住所の記載等）

第一百二十四条 国税に係する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納稅管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立て人が總代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納稅管理人若しくは代理人又は總代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

イ その処分をした国税局長に対する異議申立て

ロ 国税不服審判所長に対する審査請求

三 国税局長がした処分 国税局長官に対する異議申立て

四 税關長がした処分 その処分をした税關長に対する異議申立て

一 当該書類を提出する者が法人である場合 当該法人の代表者

二 紳稅管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合 当該納稅管理人又は代理人

三 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合 当該総代

を審査請求として取り扱うこととを適当と認めて

その旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申

立人がこれに同意したときは、その同意があつ

た日に、国税不服審判所長に対し、審査請求が

されたものとみなす。

前項の通知に係る書面には、異議申立てに係

る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の

書面により処分の相手方に通知されている場合

を除き、その処分の理由を附記しなければなら

ない。

第一項の規定に該当するときは、同項に規定

する異議申立てがされている税務署長、国税局

長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服

審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人

に通知しなければならない。この場合において

は、その送付された異議申立書は、審査請求書

(他の審査請求に伴うみなす審査請求)

第九十条 更正決定等(源泉徴収等による国税に

係る納稅の告知を含む。以下この条、第一百四条

(併合審理等)及び第一百五十五条第一項第二号(不服申立ての前置等)において同じ。)について審

査請求がされている場合において、当該更正決

定等に係る国税の課税標準等又は税額等(その

国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第

百四条及び第一百五十五条第一項第二号において同

じ)についてされた他の更正決定等について税

務署長、国税局長又は税関長に對し異議申立て

されたときは、当該異議申立てがされた税務

署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書

等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨

を異議申立人に通知しなければならない。

更正決定等について税務署長、国税局長又は

税関長に對し異議申立てがされている場合にお

いて、当該更正決定等に係る国税の課税標準等

又は税額等についてされた他の更正決定等につ

いて審査請求がされたときは、当該異議申立て

がされている税務署長、国税局長又は税関長は、

付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

前二項の規定により異議申立書等が国税不服

審判所長に送付された場合には、その送付がさ

れた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議

申立てに係る処分についての審査請求がされた

ものとみなす。

前項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は

前項の場合について準用する。

(補正)

第一項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は

前項の場合について準用する。

第一項の規定により送付されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(証拠書類等の提出)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の送付)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

本を原処分庁に送付するものとする。

答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応

して、原処分庁の主張を記載しなければならぬ。

審判所長は、その副本を審査請求人に送付され

れた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議

申立てに係る処分についての審査請求がされた

ものとみなす。

前項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は

前項の場合について準用する。

(補正)

第一項の規定は第一項又は第二項の通知に係る書面について、同条第三項後段の規定は

前項の場合について準用する。

第一項の規定により送付されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(証拠書類等の提出)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の送付)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

「請求人等」という。又は関係人その他の参考

人に質問すること。

一 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件

につき、その所有者、所持者若しくは保管者

に對し、当該物件の提出を求め、又はこれら

の者が提出した物件を留め置くこと。

三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物

件を検査すること。

四 鑑定人に鑑定させること。

五 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服

審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又

はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げ

る行為をすることができる。

六 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服

審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲

げた行為をする場合には、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者の請求があつたときは、こ

れを提示しなければならない。

七 国税審判官がその提出をすべき相当の期間を定め

たときは、その期間内にこれを提出しなければ

ならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

(答弁書の提出等)

原処分庁から答弁書が提出されたときは、国

税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送

付しなければならない。

- 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。

(国税庁長官の指示等)

第九十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に関する処分を行なう際ににおける法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審査会の議決に基づいてこれをしなければならない。

(国税審査会)

第一百条 前条第二項の規定に基づき国税庁長官から意見を求められた事項について調査審議するため、国税庁に国税審査会を置く。

2 国税審査会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験がある者のうちから、大臣が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、欠員が生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員の互選により国税審査会の会長として定められた者は、会務を總理する。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、自己の利害に關係する議事に参与すことができない。

9 国税審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(異議申立てに関する規定の準用等)

第一百一条 第八十四条第一項から第五項まで（決定の手続等）の規定は、審査請求の審理及び裁

決について準用する。この場合において、同条

(証拠書類等の返還

- 決について準用する。この場合において、同一条

第一項及び第二項中「異議審理」とあるのは、「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第三項及び第四項中「異議審理」のあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「前条第三項の規定による決定」とあるのは「第九十八条第二項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する第八十四条第三項の規定により裁決書の副本を審査請求人に送達するときは、原処分庁(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)にもこれを送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

2 第百二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

3 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方に外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

2 第百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)、(第百九条第五項(参加人についての準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第四款 雜則

(併合審理等)

2 第百四条 異議審理庭又は国税不服審判所長(以下「国税不服審判所長等」という。)は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののが、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3 前項の規定の適用がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前二項の規定は、更正の請求に対する処分について不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

(不服申立てと国税の徴収との関係)

2 第百五条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。た

だし、その国税の徵収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下この

だし、その国税の掛

- 2 溝納処分（その例による処分と言む。以下この条において同じ。）による換権は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

3 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立ての目的により、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは溝納処分の執行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるとときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、溝納処分による差押えをしないこと又是既にされている溝納処分による差押えを解除することを始めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができること。

5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、溝納処分による差押えをしないこと又は既にされている溝納処分による差押えを解除することを認めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に求めることができる。

し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徵収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徵収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならない。

7 第四十九条第一項第一号及び第三号、第二項並びに第三項(納稅の猶予の取消し)の規定は、第二項、第三項又は前項の規定に基づく処分の取消しについて準用する。この場合において、同項の規定による処分の取消しについて同条第一項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等は」とあるのは、「徵収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替えるものとする。

(不服申立人の地位の承継)

第百六条 不服申立人が死亡したときは、相続人(民法第九百五十一條(相続財産法人)の規定の適用がある場合には、同条の法人)は、不服申立人の地位を承継する。

2 不服申立人について合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、不服申立人の地位を承継する。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。

3 前二項の場合において、不服申立人の地位を承継した者は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

4 不服申立人の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができ

(代理人)

第一百七条 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに關する一切の行為をすることができる。

3 代理人の権限は、書面で證明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任について、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。

(総代)

第一百八条 多数人が共同して不服申立てをするとときは、三人をこえない総代を互選することができます。

2 共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができ

る。

3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに關する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通じてのみ前項の行為をすることができる。

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等

(担当審判官を含む)の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(参加人)

第一百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の

許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に對し、参加人として不服申立てに參加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の副本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項(審理のための質問、検査等)の行為をすることができる。

5 第八十四条第一項及び第二項(口頭による陳述)(第八十一条第一項(異議申立てに關する規定の準用)において準用する場合を含む)並びに第九十六条第二項及び第三項(原処分から提出された物件の閲覧)の規定は参加人について、第五十五条(証拠書類等の提出)の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

6 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示をした場合の教示(誤つた教示をした場合の教示)

2 第八十九条第二項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示をした場合において、その教示された行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号(教示をしなかつた場合の審査請求)の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立て書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立て人に通知しなければならない。

3 前項の規定により異議申立て書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

4 (首席審判官への権限の委任)

第一百十三条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。

本則に次の一章を加える。

第十章 罰則

査請求がされた異議申立て

第一百十一条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができない。

2 申立てに参加することを求めることがある。

3 申立てに参加することを求めることがある。

4 申立てに参加することを求めることがある。

5 申立てに参加することを求めることがある。

6 申立てに参加することを求めることがある。

7 申立てに参加することを求めることがある。

8 申立てに参加することを求めることがある。

9 申立てに参加することを求めることがある。

10 申立てに参加することを求めることがある。

11 申立てに参加することを求めることがある。

12 申立てに参加することを求めることがある。

13 申立てに参加することを求めることがある。

14 申立てに参加することを求めることがある。

15 申立てに参加することを求めることがある。

16 申立てに参加することを求めることがある。

17 申立てに参加することを求めることがある。

18 申立てに参加することを求めることがある。

19 申立てに参加することを求めることがある。

20 申立てに参加することを求めることがある。

21 申立てに参加することを求めることがある。

22 申立てに参加することを求めることがある。

23 申立てに参加することを求めることがある。

24 申立てに参加することを求めることがある。

25 申立てに参加することを求めることがある。

26 申立てに参加することを求めることがある。

27 申立てに参加することを求めることがある。

28 申立てに参加することを求めることがある。

29 申立てに参加することを求めることがある。

30 申立てに参加することを求めることがある。

31 申立てに参加することを求めることがある。

32 申立てに参加することを求めることがある。

33 申立てに参加することを求めることがある。

34 申立てに参加することを求めることがある。

35 申立てに参加することを求めることがある。

36 申立てに参加することを求めることがある。

37 申立てに参加することを求めることがある。

38 申立てに参加することを求めることがある。

39 申立てに参加することを求めることがある。

40 申立てに参加することを求めることがある。

41 申立てに参加することを求めることがある。

42 申立てに参加することを求めることがある。

43 申立てに参加することを求めることがある。

44 申立てに参加することを求めることがある。

45 申立てに参加することを求めることがある。

46 申立てに参加することを求めることがある。

47 申立てに参加することを求めることがある。

48 申立てに参加することを求めることがある。

49 申立てに参加することを求めることがある。

50 申立てに参加することを求めることがある。

51 申立てに参加することを求めることがある。

52 申立てに参加することを求めることがある。

53 申立てに参加することを求めることがある。

る質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査に因る偽りの記載をした帳簿書類を提示した者は、三万円以下の罰金に処する。ただし、同条第四項に規定する審査請求人等は、この限りでない。

第一百二十七条 法人の代表者（人格のない社団等の代理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するはか、法人を被告又は被訴者とする場合の刑事訴訟に因る法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

（更正の請求に関する経過措置）

第二条 改正後の国税通則法（以下「新法」といふ。）第二十三条第一項の規定は、改正前の国税通則法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する更正の請求について適用する。

（還付加算金に関する経過措置）

第三条 新法第五十八条の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする国税（その滞納処分費を含む。）に係る還付金又は過誤納金に計算すべき金額について適用する。ただし、当該

加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

（延滞税に関する経過措置）

第四条 新法第六十三条第四項の規定は、この法律の施行後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞税の額の計算について適用する。

（不服申立期限に関する経過措置）

第五条 新法第七十七条第一項の規定は、旧法第七十六条第一項又は第七十九条第一項若しくは第二項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する異議申立て又は審査請求について適用する。

（従前の手続の効力）

第六条 国税に関する法律に基づく処分（酒税法第二章 国税に関する法律による処分を除く。）に因る異議申立て若しくは審査請求又はこれらについての決定期限若しくは裁決その他の処分若しくは手続で、この法律の施行前に旧法又は行政不服審査法の規定によつてされたものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる処分又は手続とみなして、新法第八章第一節の規定を適用する。

一 異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続 新法の相当規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定

（更正の請求に関する経過措置）

二 国税局長に因つてされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続

（その他の処分若しくは手続）

（新法の相当規定により国税不服審判所長に因つてされた審査請求又はこれについての裁決）

（その他の処分若しくは手続）

三 国税局長に因つてされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続に因つてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続

（新法第七十五条第二項第二号の規定によりつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続）

（前項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものに係る旧法第八十三条第一項の協議団の議決は、新法第九十八条第三項の議決とみなす。）

2 （答弁書の特例）

第七条 前条第一項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものについては、国税不服審判所長は、新法第九十三条第一項及び第九十四条の規定にかかるわらず、答弁書を提出させないで担当審判官を指定することができる。

（不服申立ての前置の特例）

第八条 この法律の施行前に、旧法の規定により國税局長又は税關長に因つてされた異議申立てがある場合における新法第一百十五条第一項の規定の適用については、当該異議申立てに係る処分は異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができる処分に含まれないものとし、当該異議申立ては國税局長官に因つてされたものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十二号中「第八十九条第二項」を「第一百七十七条第二項」に改める。

第十条第一項中「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第三項中第一号を削り、第二号を

第一号とし、第三号から第五号までを「一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条第六項中「第三項第四号及び第五号」を「第三項第三号及び第四号」に改める。

第十九条中「国税通則法第七十六条第一項（異議申立て）の規定による」を削り、「決定」の下に「若しくは審査請求についての裁決」を加える。

第一百九条中「及び第六十三条第一項」を「並びに第六十三条第一項及び第四項」に改める。

第一百五十二条及び第一百五十三条中「同条第二項を「同条第三項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第一百五十二条及第百五十三条中「同条第二項を「同条第三項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第一百四十八条第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地、」を削る。

第一百四十九条第一号中「名称、本店又は主たる事務所の所在地、」を削る。

第一百五十条第一項第一号を次のように改める。

（入場税法の一部改正）

第十二条 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「氏名又は名称、」を削る。

（とん税法の一部改正）

第十二条 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

説明 (一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙 税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
	以上	未満	税額					
28,000円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
28,000	29,000	110	0	0	0	0	0	2,200
29,000	30,000	190	0	0	0	0	0	2,400
30,000	31,000	270	0	0	0	0	0	2,600
31,000	32,000	350	0	0	0	0	0	2,800
32,000	33,000	430	0	0	0	0	0	3,000
33,000	34,000	510	0	0	0	0	0	3,200
34,000	35,000	590	0	0	0	0	0	3,400
35,000	36,000	670	0	0	0	0	0	3,600
36,000	37,000	750	0	0	0	0	0	3,800
37,000	38,000	830	0	0	0	0	0	4,000
38,000	39,000	910	0	0	0	0	0	4,200
39,000	40,000	990	0	0	0	0	0	4,400
40,000	41,000	1,070	0	0	0	0	0	4,600
41,000	42,000	1,150	0	0	0	0	0	4,800
42,000	43,000	1,230	0	0	0	0	0	5,000
43,000	44,000	1,310	0	0	0	0	0	5,200
44,000	45,000	1,390	0	0	0	0	0	5,400
45,000	46,000	1,470	0	0	0	0	0	5,600
46,000	47,000	1,550	0	0	0	0	0	5,800
47,000	48,000	1,630	130	0	0	0	0	6,000
48,000	49,000	1,710	210	0	0	0	0	6,200
49,000	50,000	1,790	290	0	0	0	0	6,400
50,000	51,000	1,870	370	0	0	0	0	6,600
51,000	52,000	1,950	450	0	0	0	0	6,800
52,000	53,000	2,030	530	0	0	0	0	7,000
53,000	54,000	2,110	610	0	0	0	0	7,200
54,000	55,000	2,190	690	0	0	0	0	7,400
55,000	56,000	2,270	770	0	0	0	0	7,600
56,000	57,000	2,350	850	0	0	0	0	7,800
57,000	58,000	2,430	930	0	0	0	0	8,000
58,000	59,000	2,520	1,010	0	0	0	0	8,200
59,000	60,000	2,610	1,090	0	0	0	0	8,400
60,000	61,000	2,710	1,170	170	0	0	0	8,600
61,000	62,000	2,800	1,250	250	0	0	0	8,800
62,000	63,000	2,900	1,330	330	0	0	0	9,000
63,000	64,000	3,000	1,410	410	0	0	0	9,200
64,000	65,000	3,090	1,490	490	0	0	0	9,400
65,000	66,000	3,190	1,570	570	0	0	0	9,600
66,000	67,000	3,280	1,650	650	0	0	0	9,800
67,000	68,000	3,380	1,730	730	0	0	0	10,000
68,000	69,000	3,480	1,810	810	0	0	0	10,200
69,000	70,000	3,570	1,890	890	0	0	0	10,400
70,000	71,000	3,670	1,970	970	0	0	0	10,600
71,000	72,000	3,760	2,050	1,050	0	0	0	10,800
72,000	73,000	3,860	2,130	1,130	130	0	0	11,000

イ甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	税額	
73,000	74,000	3,960	2,210	1,210	210	0	0	0	0	0	10,200	
74,000	75,000	4,050	2,290	1,290	290	0	0	0	0	0	10,400	
75,000	76,000	4,150	2,370	1,370	370	0	0	0	0	0	10,600	
76,000	77,000	4,240	2,450	1,450	450	0	0	0	0	0	10,900	
77,000	78,000	4,340	2,540	1,530	530	0	0	0	0	0	11,100	
78,000	79,000	4,440	2,640	1,610	610	0	0	0	0	0	11,300	
79,000	80,000	4,530	2,730	1,690	690	0	0	0	0	0	11,500	
80,000	81,000	4,630	2,830	1,770	770	0	0	0	0	0	11,800	
81,000	82,000	4,720	2,920	1,850	850	0	0	0	0	0	12,100	
82,000	83,000	4,820	3,020	1,930	930	0	0	0	0	0	12,300	
83,000	84,000	4,920	3,120	2,010	1,010	0	0	0	0	0	12,600	
84,000	85,000	5,010	3,210	2,090	1,090	0	0	0	0	0	12,900	
85,000	86,000	5,110	3,310	2,170	1,170	170	0	0	0	0	13,200	
86,000	87,000	5,200	3,400	2,250	1,250	250	0	0	0	0	13,500	
87,000	88,000	5,300	3,500	2,330	1,330	330	0	0	0	0	13,800	
88,000	89,000	5,400	3,600	2,410	1,410	410	0	0	0	0	14,100	
89,000	90,000	5,490	3,690	2,490	1,490	490	0	0	0	0	14,400	
90,000	91,000	5,600	3,790	2,590	1,570	570	0	0	0	0	14,600	
91,000	92,000	5,710	3,880	2,680	1,650	650	0	0	0	0	14,900	
92,000	93,000	5,840	3,990	2,790	1,740	740	0	0	0	0	15,200	
93,000	94,000	5,960	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0	0	15,500	
94,000	95,000	6,090	4,210	3,010	1,920	920	0	0	0	0	15,800	
95,000	96,000	6,220	4,310	3,110	2,010	1,010	0	0	0	0	16,100	
96,000	97,000	6,340	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0	0	0	16,400	
97,000	98,000	6,470	4,530	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0	16,700	
98,000	99,000	6,590	4,640	3,440	2,280	1,280	280	0	0	0	16,900	
99,000	101,000	6,780	4,800	3,600	2,420	1,420	420	0	0	0	17,200	
101,000	103,000	7,040	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0	0	17,200円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 100,000円をこ える金額の45% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	7,290	5,230	4,020	2,830	1,780	780	0	0	0	17,200	
105,000	107,000	7,540	5,450	4,250	3,050	1,960	960	0	0	0	17,200	
107,000	109,000	7,790	5,690	4,460	3,260	2,140	1,140	140	0	0	17,200	
109,000	111,000	8,040	5,940	4,680	3,480	2,320	1,320	320	0	0	17,200	
111,000	113,000	8,300	6,200	4,900	3,700	2,500	1,500	500	0	0	17,200	
113,000	115,000	8,550	6,450	5,110	3,910	2,710	1,680	680	0	0	17,200	
115,000	117,000	8,800	6,700	5,330	4,130	2,930	1,860	860	0	0	17,200	
117,000	119,000	9,060	6,950	5,550	4,340	3,140	2,040	1,040	0	0	17,200	
119,000	121,000	9,350	7,200	5,800	4,560	3,360	2,220	1,220	220	0	17,200	
121,000	123,000	9,630	7,460	6,060	4,780	3,580	2,400	1,400	400	0	17,200	
123,000	125,000	9,920	7,710	6,310	4,990	3,790	2,590	1,580	580	0	17,200	
125,000	127,000	10,210	7,960	6,560	5,210	4,010	2,810	1,760	760	0	17,200	
127,000	129,000	10,500	8,210	6,810	5,420	4,220	3,020	1,940	940	0	17,200	
129,000	131,000	10,790	8,460	7,060	5,660	4,440	3,240	2,120	1,120	0	17,200	
131,000	133,000	11,070	8,720	7,320	5,920	4,660	3,460	2,300	1,300	0	17,200	
133,000	135,000	11,360	8,970	7,570	6,170	4,870	3,670	2,480	1,480	0	17,200	
135,000	137,000	11,650	9,250	7,820	6,420	5,090	3,890	2,690	1,660	0	17,200	
137,000	139,000	11,940	9,540	8,070	6,670	5,300	4,100	2,900	1,840	0	17,200	
139,000	141,000	12,230	9,830	8,320	6,920	5,520	4,320	3,120	2,020	0	17,200	
141,000	143,000	12,510	10,110	8,580	7,180	5,780	4,540	3,340	2,200	0	17,200	
143,000	145,000	12,800	10,400	8,830	7,430	6,030	4,750	3,550	2,380	0	17,200	
145,000	147,000	13,100	10,690	9,090	7,680	6,280	4,970	3,770	2,570	0	17,200	

イ甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上未満	税額									税額	
円 147,000	円 149,000	円 13,430	円 10,980	円 9,380	円 7,930	円 6,530	円 5,180	円 3,980	円 2,780		
149,000	151,000	13,750	11,270	9,670	8,180	6,780	5,400	4,200	3,000	40,200 円	
151,000	153,000	14,070	11,550	9,950	8,440	7,040	5,640	4,420	3,220	40,200円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
153,000	155,000	14,400	11,840	10,240	8,890	7,290	5,890	4,630	3,430		
155,000	157,000	14,720	12,130	10,530	8,940	7,540	6,140	4,850	3,650		
157,000	159,000	15,050	12,420	10,820	9,220	7,790	6,390	5,060	3,860		
159,000	161,000	15,370	12,710	11,110	9,510	8,040	6,640	5,280	4,080		
161,000	163,000	15,690	12,990	11,390	9,790	8,300	6,900	5,500	4,300		
163,000	165,000	16,020	13,320	11,680	10,080	8,550	7,150	5,750	4,510		
165,000	167,000	16,340	13,640	11,970	10,370	8,800	7,400	6,000	4,730		
167,000	169,000	16,670	13,970	12,260	10,660	9,060	7,650	6,250	4,940		
169,000	171,000	16,990	14,290	12,550	10,950	9,350	7,900	6,500	5,160		
171,000	173,000	17,310	14,610	12,830	11,230	9,630	8,160	6,760	5,380		
173,000	175,000	17,660	14,940	13,140	11,520	9,920	8,410	7,010	5,610		
175,000	177,000	18,050	15,270	13,470	11,820	10,220	8,670	7,270	5,870		
177,000	179,000	18,450	15,610	13,810	12,120	10,520	8,930	7,530	6,180		
179,000	181,000	18,850	15,950	14,150	12,430	10,830	9,230	7,800	6,400		
181,000	183,000	19,250	16,300	14,500	12,730	11,130	9,530	8,060	6,660		
183,000	185,000	19,650	16,640	14,840	13,040	11,430	9,830	8,330	6,930		
185,000	187,000	20,040	16,980	15,180	13,380	11,740	10,140	8,600	7,200		
187,000	189,000	20,440	17,320	15,520	13,720	12,040	10,440	8,860	7,460		
189,000	191,000	20,840	17,690	15,860	14,060	12,350	10,750	9,150	7,730		
191,000	193,000	21,240	18,090	16,210	14,410	12,650	11,050	9,450	7,990		
193,000	195,000	21,640	18,490	16,550	14,750	12,950	11,350	9,750	8,260		
195,000	197,000	22,040	18,890	16,890	15,090	13,290	11,660	10,060	8,580		
197,000	199,000	22,440	19,290	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	8,790		
199,000	201,000	22,840	19,690	17,590	15,770	13,970	12,270	10,670	9,070		
201,000	204,000	23,340	20,190	18,090	16,200	14,400	12,650	11,050	9,450		
204,000	207,000	23,930	20,780	18,680	16,720	14,920	13,120	11,500	9,900		
207,000	210,000	24,530	21,380	19,280	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360		
210,000	213,000	25,130	21,980	19,880	17,780	15,940	14,140	12,410	10,810		
213,000	216,000	25,730	22,580	20,480	18,380	16,450	14,650	12,870	11,270		
216,000	219,000	26,340	23,180	21,080	18,980	16,970	15,170	13,370	11,730		
219,000	222,000	27,020	23,780	21,680	19,580	17,480	15,680	13,880	12,180		
222,000	225,000	27,710	24,380	22,280	20,180	18,080	16,190	14,390	12,640		
225,000	228,000	28,390	24,970	22,870	20,770	18,670	16,710	14,910	13,110		
228,000	231,000	29,080	25,570	23,470	21,370	19,270	17,220	15,420	13,620		
231,000	234,000	29,760	26,170	24,070	21,970	19,870	17,770	15,930	14,130		
234,000	237,000	30,440	26,840	24,670	22,570	20,470	18,370	16,450	14,650		
237,000	240,000	31,130	27,530	25,270	23,170	21,070	18,970	16,960	15,160		
240,000	243,000	31,810	28,210	25,870	23,770	21,670	19,570	17,470	15,670		
243,000	246,000	32,500	28,900	26,500	24,370	22,270	20,170	18,070	16,180		
246,000	249,000	33,180	29,580	27,180	24,960	22,860	20,760	18,660	16,700		
249,000	252,000	33,860	30,260	27,860	25,560	23,460	21,360	19,260	17,210		
252,000	255,000	34,550	30,950	28,550	26,160	24,060	21,960	19,860	17,760		
255,000	258,000	35,230	31,630	29,230	26,830	24,660	22,560	20,460	18,360		
258,000	261,000	35,920	32,320	29,920	27,520	25,260	23,160	21,060	18,960		
261,000	264,000	36,640	33,000	30,600	28,200	25,860	23,760	21,660	19,560		
264,000	267,000	37,410	33,680	31,280	28,880	26,480	24,350	22,250	20,150		
267,000	270,000	38,180	34,370	31,970	29,570	27,170	24,950	22,850	20,750		

イ甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙 税額	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上未満	税額									税額	
円 270,000 273,000 276,000 279,000 282,000	273,000 276,000 279,000 282,000 285,000	円 38,950 39,720 35,740 36,440 37,980	円 35,050 35,340 30,940 34,020 35,390	円 32,650 33,340 30,940 34,020 35,390	円 30,250 28,540 28,540 29,220 32,990	円 27,850 26,150 26,150 26,820 30,590	円 25,550 24,050 24,050 24,650 28,190	円 23,450 21,950 21,950 22,550 25,850	円 21,350 21,950 22,550 23,150 23,750		
285,000 288,000 291,000 294,000 297,000	288,000 291,000 294,000 297,000 300,000	円 42,800 43,570 40,290 45,110 45,880	円 38,750 39,520 37,590 41,060 41,830	円 36,070 36,820 35,040 38,360 39,130	円 38,670 34,360 32,640 35,720 36,430	円 31,270 31,960 30,240 33,320 34,010	円 28,870 29,560 30,240 30,920 31,610	円 26,470 27,160 27,840 28,520 29,210	円 24,340 24,940 25,540 26,140 26,810		
300,000円	300,000円	46,260	42,210	39,510	36,810	34,350	31,950	29,550	27,150		
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額										
310,000円	310,000円	円 48,960	円 44,910	円 42,210	円 39,510	円 37,050	円 34,650	円 32,250	円 29,850		
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
360,000円	360,000円	円 63,960	円 59,910	円 57,210	円 54,510	円 52,050	円 49,650	円 47,250	円 44,850		
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										
390,000円	390,000円	円 74,160	円 70,110	円 67,410	円 64,710	円 62,250	円 59,850	円 57,450	円 55,050		
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙								
	扶養親族等の数																
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人									
以上未満	税額								税額								
470,000円	104,560	100,510	97,810	95,110	92,650	90,250	87,850	85,450									
470,000円をこえ 560,000円に満た ない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額																
560,000円	142,360	138,310	135,610	132,910	130,450	128,050	125,650	123,250									
560,000円をこえ 720,000円に満た ない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額																
720,000円	215,960	211,910	209,210	206,510	204,050	201,650	199,250	196,850	382,200								
720,000円をこえ 890,000円に満た ない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								382,200円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち720,000円を こえる金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額								
890,000円	300,960	296,910	294,210	291,510	289,050	286,650	284,250	281,850									
890,000円をこえ 1,720,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																
1,720,000円	757,460	753,410	750,710	748,010	745,550	743,150	740,750	738,350									
1,720,000円をこ える金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこ える1人ごとに1,200円を控除した金額																	
従たる給与につ いての扶養親族 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 1,200円を、上 の各割に上つて 求めた税額から 控除した金額																	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

口乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
41,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
41,000	42,000	150	0	0	0	0	0	0
42,000	43,000	230	0	0	0	0	0	0
43,000	44,000	310	0	0	0	0	0	0
44,000	45,000	390	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	470	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	550	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	630	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	710	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	790	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	870	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	950	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,030	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,110	110	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,190	190	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,270	270	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,350	350	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,430	430	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,510	510	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,590	590	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,670	670	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,750	750	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,830	830	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,910	910	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,990	990	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,070	1,070	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,150	1,150	150	0	0	0	0
67,000	68,000	2,230	1,230	230	0	0	0	0
68,000	69,000	2,310	1,310	310	0	0	0	0
69,000	70,000	2,390	1,390	390	0	0	0	0
70,000	71,000	2,470	1,470	470	0	0	0	0
71,000	72,000	2,560	1,550	550	0	0	0	0
72,000	73,000	2,660	1,630	630	0	0	0	0
73,000	74,000	2,760	1,710	710	0	0	0	0
74,000	75,000	2,850	1,790	790	0	0	0	0
75,000	76,000	2,950	1,870	870	0	0	0	0
76,000	77,000	3,040	1,950	950	0	0	0	0
77,000	78,000	3,140	2,030	1,030	0	0	0	0
78,000	79,000	3,240	2,110	1,110	110	0	0	0
79,000	80,000	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0
80,000	81,000	3,430	2,270	1,270	270	0	0	0

ロ乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
81,000	82,000	3,520	2,350	1,350	850	0	0	0
82,000	83,000	3,620	2,430	1,430	430	0	0	0
83,000	84,000	3,720	2,520	1,510	510	0	0	0
84,000	85,000	3,810	2,610	1,590	590	0	0	0
85,000	86,000	3,910	2,710	1,670	670	0	0	0
86,000	87,000	4,000	2,800	1,750	750	0	0	0
87,000	88,000	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0
88,000	89,000	4,200	3,000	1,910	910	0	0	0
89,000	90,000	4,290	3,090	1,990	990	0	0	0
90,000	91,000	4,390	3,190	2,070	1,070	0	0	0
91,000	92,000	4,480	3,280	2,150	1,150	150	0	0
92,000	93,000	4,590	3,390	2,240	1,240	240	0	0
93,000	94,000	4,700	3,500	2,330	1,330	330	0	0
94,000	95,000	4,810	3,610	2,420	1,420	420	0	0
95,000	96,000	4,910	3,710	2,510	1,510	510	0	0
96,000	97,000	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0
97,000	98,000	5,130	3,930	2,730	1,690	690	0	0
98,000	99,000	5,240	4,040	2,840	1,780	780	0	0
99,000	101,000	5,400	4,200	3,000	1,920	920	0	0
101,000	108,000	5,640	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0
103,000	105,000	5,890	4,630	3,430	2,280	1,280	280	0
105,000	107,000	6,140	4,850	3,650	2,460	1,460	460	0
107,000	109,000	6,390	5,060	3,860	2,660	1,640	640	0
109,000	111,000	6,640	5,280	4,080	2,880	1,820	820	0
111,000	113,000	6,900	5,500	4,300	3,100	2,000	1,000	0
113,000	115,000	7,150	5,750	4,510	3,310	2,180	1,180	180
115,000	117,000	7,400	6,000	4,730	3,530	2,360	1,360	360
117,000	119,000	7,650	6,250	4,940	3,740	2,540	1,540	540
119,000	121,000	7,900	6,500	5,160	3,960	2,760	1,720	720
121,000	123,000	8,160	6,760	5,380	4,180	2,980	1,900	900
123,000	125,000	8,410	7,010	5,610	4,390	3,190	2,080	1,080
125,000	127,000	8,660	7,260	5,860	4,610	3,410	2,260	1,260
127,000	129,000	8,910	7,510	6,110	4,820	3,620	2,440	1,440
129,000	131,000	9,190	7,760	6,360	5,040	3,840	2,640	1,620
131,000	133,000	9,470	8,020	6,620	5,260	4,060	2,860	1,800
133,000	135,000	9,760	8,270	6,870	5,470	4,270	3,070	1,980
135,000	137,000	10,050	8,520	7,120	5,720	4,490	3,290	2,160
137,000	139,000	10,340	8,770	7,370	5,970	4,700	3,500	2,340
139,000	141,000	10,630	9,030	7,620	6,220	4,920	3,720	2,520
141,000	143,000	10,910	9,310	7,880	6,480	5,140	3,940	2,740
143,000	145,000	11,200	9,600	8,130	6,730	5,350	4,150	2,950
145,000	147,000	11,490	9,890	8,380	6,980	5,580	4,270	3,170
147,000	149,000	11,780	10,180	8,630	7,230	5,830	4,580	3,380
149,000	151,000	12,070	10,470	8,880	7,480	6,080	4,800	3,600
151,000	153,000	12,350	10,750	9,150	7,740	6,340	5,020	3,820

口乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
153,000	155,000	12,640	11,040	9,440	7,990	6,590	5,230	4,030
155,000	157,000	12,930	11,330	9,730	8,240	6,840	5,450	4,250
157,000	159,000	13,250	11,620	10,020	8,490	7,090	5,690	4,460
159,000	161,000	13,570	11,910	10,310	8,740	7,340	5,940	4,680
161,000	163,000	13,890	12,190	10,590	9,000	7,600	6,200	4,900
163,000	165,000	14,220	12,480	10,880	9,280	7,850	6,450	5,110
165,000	167,000	14,540	12,770	11,170	9,570	8,100	6,700	5,330
167,000	169,000	14,870	13,070	11,460	9,860	8,350	6,950	5,550
169,000	171,000	15,190	13,390	11,750	10,150	8,600	7,200	5,800
171,000	173,000	15,510	13,710	12,080	10,430	8,860	7,460	6,060
173,000	175,000	15,840	14,040	12,320	10,720	9,120	7,710	6,310
175,000	177,000	16,170	14,370	12,620	11,020	9,420	7,970	6,570
177,000	179,000	16,510	14,710	12,920	11,320	9,720	8,230	6,830
179,000	181,000	16,850	15,050	13,250	11,630	10,030	8,500	7,100
181,000	183,000	17,200	15,400	13,600	11,930	10,330	8,760	7,360
183,000	185,000	17,550	15,740	13,940	12,280	10,630	9,030	7,630
185,000	187,000	17,940	16,080	14,280	12,540	10,940	9,340	7,900
187,000	189,000	18,340	16,420	14,620	12,840	11,240	9,640	8,160
189,000	191,000	18,740	16,760	14,960	13,160	11,550	9,950	8,430
191,000	193,000	19,140	17,110	15,310	13,510	11,850	10,250	8,690
193,000	195,000	19,540	17,450	15,650	13,850	12,150	10,550	8,960
195,000	197,000	19,940	17,840	15,990	14,190	12,460	10,860	9,260
197,000	199,000	20,340	18,240	16,330	14,530	12,760	11,160	9,560
199,000	201,000	20,740	18,640	16,670	14,870	13,070	11,470	9,870
201,000	204,000	21,240	19,140	17,100	15,300	13,500	11,850	10,250
204,000	207,000	21,830	19,730	17,630	15,820	14,020	12,300	10,700
207,000	210,000	22,430	20,330	18,230	16,330	14,530	12,760	11,160
210,000	213,000	23,030	20,930	18,830	16,840	15,040	13,240	11,610
213,000	216,000	23,630	21,530	19,430	17,350	15,550	13,750	12,070
216,000	219,000	24,230	22,130	20,030	17,930	16,070	14,270	12,530
219,000	222,000	24,830	22,730	20,630	18,530	16,580	14,780	12,980
222,000	225,000	25,430	23,330	21,230	19,130	17,090	15,290	13,490
225,000	228,000	26,020	23,920	21,820	19,720	17,620	15,810	14,010
228,000	231,000	26,680	24,520	22,420	20,320	18,220	16,820	14,520
231,000	234,000	27,360	25,120	23,020	20,920	18,820	16,830	15,030
234,000	237,000	28,040	25,720	23,620	21,520	19,420	17,350	15,550
237,000	240,000	28,730	26,330	24,220	22,120	20,020	17,920	16,060
240,000	243,000	29,410	27,010	24,820	22,720	20,620	18,520	16,570
243,000	246,000	30,100	27,700	25,420	23,320	21,220	19,120	17,080
246,000	249,000	30,780	28,380	26,010	23,910	21,810	19,710	17,610
249,000	252,000	31,460	29,060	26,660	24,510	22,410	20,310	18,210
252,000	255,000	32,150	29,750	27,350	25,110	23,010	20,910	18,810
255,000	258,000	32,830	30,430	28,030	25,710	23,610	21,510	19,410
258,000	261,000	33,520	31,120	28,720	26,820	24,210	22,110	20,010
261,000	264,000	34,200	31,800	29,400	27,000	24,810	22,710	20,610

口乙 表

(四)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
264,000	267,000	34,880	32,480	30,080	27,680	25,400	23,300	21,200
267,000	270,000	35,570	33,170	30,770	28,370	26,000	23,900	21,800
270,000	273,000	36,250	33,850	31,450	29,050	26,650	24,500	22,400
273,000	276,000	37,020	34,540	32,140	29,740	27,340	25,100	23,000
276,000	279,000	37,790	35,220	32,820	30,420	28,020	25,700	23,600
279,000	282,000	38,560	35,900	33,500	31,100	28,700	26,300	24,200
282,000	285,000	39,330	36,630	34,190	31,790	29,390	26,990	24,800
285,000	288,000	40,100	37,400	34,870	32,470	30,070	27,670	25,390
288,000	291,000	40,870	38,170	35,560	33,160	30,760	28,360	25,990
291,000	294,000	41,640	38,940	36,240	33,840	31,440	29,040	26,640
294,000	297,000	42,410	39,710	37,010	34,520	32,120	29,720	27,320
297,000	300,000	43,180	40,480	37,780	35,210	32,810	30,410	28,010
300,000 円		43,560	40,860	38,160	35,550	33,150	30,750	28,350
300,000 円をこえ 310,000 円に満た ない金額		300,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000 円をこえる金額の 27 %に相当する金額を加算した金額						
310,000 円		46,260	43,560	40,860	38,250	35,850	33,450	31,050
310,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額		310,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000 円をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額						
360,000 円		61,260	58,560	55,860	53,250	50,850	48,450	46,050
360,000 円をこえ 390,000 円に満た ない金額		360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000 円をこえる金額の 34 %に相当する金額を加算した金額						
390,000 円		71,460	68,760	66,060	63,450	61,050	58,650	56,250
390,000 円をこえ 470,000 円に満た ない金額		390,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000 円をこえる金額の 38 %に相当する金額を加算した金額						

ロ乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
470,000円	101,860	99,160	96,460	93,850	91,450	89,050	86,650
470,000円をこえ560,000円に満たない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	139,660	136,960	134,260	131,650	129,250	126,850	124,450
560,000円をこえ720,000円に満たない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
720,000円	213,260	210,560	207,860	205,250	202,850	200,450	198,050
720,000円をこえ890,000円に満たない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
890,000円	298,260	295,560	292,860	290,250	287,850	285,450	283,050
890,000円をこえ1,720,000円に満たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,720,000円をこえる金額	754,760	752,060	749,360	746,750	744,350	741,950	739,550
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額							

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(一)(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(一)(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数							乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
		以上	未満	税額						
円 950	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
950	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	80
1,000	1,050	10	0	0	0	0	0	0	0	80
1,050	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	90
1,100	1,150	15	0	0	0	0	0	0	0	90
1,150	1,200	20	0	0	0	0	0	0	0	100
1,200	1,250	25	0	0	0	0	0	0	0	110
1,250	1,300	30	0	0	0	0	0	0	0	110
1,300	1,350	35	0	0	0	0	0	0	0	120
1,350	1,400	35	0	0	0	0	0	0	0	120
1,400	1,450	40	0	0	0	0	0	0	0	130
1,450	1,500	45	0	0	0	0	0	0	0	130
1,500	1,550	50	0	0	0	0	0	0	0	140
1,550	1,600	55	5	0	0	0	0	0	0	150
1,600	1,650	55	5	0	0	0	0	0	0	160
1,650	1,700	60	10	0	0	0	0	0	0	170
1,700	1,750	65	15	0	0	0	0	0	0	190
1,750	1,800	70	20	0	0	0	0	0	0	190
1,800	1,850	75	25	0	0	0	0	0	0	200
1,850	1,900	75	25	0	0	0	0	0	0	210
1,900	1,950	80	30	0	0	0	0	0	0	220
1,950	2,000	85	35	0	0	0	0	0	0	230
2,000	2,050	90	40	5	0	0	0	0	0	240
2,050	2,100	95	45	10	0	0	0	0	0	250
2,100	2,150	100	45	15	0	0	0	0	0	260
2,150	2,200	105	50	20	0	0	0	0	0	270
2,200	2,250	110	55	20	0	0	0	0	0	280
2,250	2,300	115	60	25	0	0	0	0	0	300
2,300	2,350	120	65	30	0	0	0	0	0	310
2,350	2,400	125	65	35	0	0	0	0	0	320
2,400	2,450	130	70	40	5	0	0	0	0	330
2,450	2,500	135	75	40	10	0	0	0	0	340
2,500	2,550	140	80	45	15	0	0	0	0	360
2,550	2,600	145	85	50	15	0	0	0	0	370
2,600	2,650	150	90	55	20	0	0	0	0	380
2,650	2,700	155	95	60	25	0	0	0	0	390
2,700	2,750	155	95	60	30	0	0	0	0	400
2,750	2,800	160	100	65	35	0	0	0	0	420
2,800	2,850	165	105	70	35	5	0	0	0	430
2,850	2,900	170	110	75	40	5	0	0	0	440
2,900	2,950	175	115	80	45	10	0	0	0	460
2,950	3,000	180	120	80	50	15	0	0	0	470
3,000	3,050	185	125	85	55	20	0	0	0	490
3,050	3,100	195	130	90	55	25	0	0	0	500
3,100	3,150	200	135	95	60	30	0	0	0	520
3,150	3,200	205	140	100	65	30	0	0	0	530

イ甲 表

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙		
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人											
	以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
3,200	3,250	210	150	105	70	35	5	0	550	0		
3,250	3,300	220	155	115	75	40	10	0	560	2		
3,300	3,400	230	160	120	80	50	15	0	580	6		
3,400	3,500	240	170	130	90	55	25	0	0	14		
3,500	3,600	255	185	145	105	65	35	0	0	22		
									580円に、そ の日の社会保 険料控除後 の給与等の 金額のうち 3,300円を こえる金 額の45%に 相当する金 額を加算し た金額			
3,600	3,700	265	195	155	115	75	40	10	0	30		
3,700	3,800	280	210	165	125	85	50	15	0	38		
3,800	3,900	290	220	175	135	95	60	25	0	46		
3,900	4,000	305	235	185	145	105	70	35	0	54		
4,000	4,100	320	245	200	155	115	80	45	10	62		
4,100	4,200	335	260	210	165	125	85	55	20	70		
4,200	4,300	345	270	225	180	140	100	60	30	78		
4,300	4,400	360	285	235	190	150	110	70	40	87		
4,400	4,500	375	295	250	205	160	120	80	45	96		
4,500	4,600	390	310	260	215	170	130	90	55	105		
4,600	4,700	405	325	275	230	180	140	100	65	114		
4,700	4,800	420	340	285	240	195	150	110	75	125		
4,800	4,900	435	355	300	255	205	165	125	85	136		
4,900	5,000	450	370	315	265	220	175	135	95	146		
5,000	5,100	465	380	330	280	230	185	145	105	157		
									1,370円			
5,100	5,200	480	395	345	290	245	200	155	115	168		
5,200	5,300	500	410	360	305	255	210	165	125	179		
5,300	5,400	515	425	370	320	270	225	175	135	190		
5,400	5,500	530	440	385	335	280	235	190	145	200		
5,500	5,600	545	455	400	350	295	250	200	160	211		
5,600	5,700	565	475	415	360	310	260	215	170	222		
5,700	5,800	580	490	430	375	325	275	225	180	233		
5,800	5,900	595	505	445	390	335	285	240	190	244		
5,900	6,000	615	520	460	405	350	300	250	205	256		
6,000	6,100	635	540	480	420	370	315	265	220	268		
6,100	6,200	655	555	495	435	385	330	280	230	281		
6,200	6,300	675	575	515	455	400	345	290	245	294		
6,300	6,400	695	590	530	470	415	360	305	260	306		
6,400	6,500	715	610	550	490	430	375	320	270	319		
6,500	6,600	735	630	565	505	445	390	335	285	331		
6,600	6,700	755	650	580	520	460	405	350	300	344		
6,700	6,800	775	670	600	540	480	420	365	315	357		
6,800	6,900	795	690	620	555	495	435	380	330	369		
6,900	7,000	815	710	640	575	515	455	400	345	382		
7,000	7,100	835	730	660	590	530	470	415	360	394		
7,100	7,200	855	750	680	610	545	485	430	375	407		
7,200	7,300	880	770	700	630	565	505	445	390	421		
7,300	7,400	900	790	720	650	580	520	460	405	436		
7,400	7,500	925	810	740	670	600	540	480	420	450		
7,500	7,600	945	830	760	690	620	555	495	435	464		
7,600	7,700	970	850	780	710	640	575	515	450	479		
7,700	7,800	990	870	800	730	660	590	530	470	493		
7,800	7,900	1,015	895	820	750	680	610	545	485	508		
7,900	8,000	1,035	915	840	770	700	630	565	505	522		
8,000	8,100	1,060	940	860	790	720	650	580	520	537		

イ甲 表

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
	以上	未満	税額							
8,100	8,200	1,085	965	885	810	740	670	600	540	552
8,200	8,300	1,105	985	905	830	760	690	620	555	567
8,300	8,400	1,130	1,010	930	850	780	710	640	570	582
8,400	8,500	1,150	1,030	950	870	800	730	660	590	598
8,500	8,600	1,175	1,055	975	895	820	750	680	610	615
8,600	8,700	1,195	1,075	995	915	840	770	700	630	633
8,700	8,800	1,220	1,100	1,020	940	860	790	720	650	650
8,800	8,900	1,245	1,125	1,040	960	880	810	740	670	667
8,900	9,000	1,270	1,145	1,065	985	905	830	760	690	684
9,000	9,100	1,300	1,170	1,090	1,010	930	850	780	710	701
9,100	9,200	1,325	1,190	1,110	1,030	950	870	800	730	718
9,200	9,300	1,350	1,215	1,135	1,055	975	895	820	750	735
9,300	9,400	1,375	1,240	1,155	1,075	995	915	840	770	752
9,400	9,500	1,400	1,265	1,180	1,100	1,020	940	860	790	769
9,500	9,600	1,425	1,290	1,200	1,120	1,040	960	880	810	786
9,600	9,700	1,450	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	830	804
9,700	9,800	1,475	1,340	1,250	1,170	1,085	1,005	925	850	824
9,800	9,900	1,505	1,370	1,280	1,190	1,110	1,030	950	870	844
9,900	10,000	1,530	1,395	1,305	1,215	1,135	1,055	975	890	864
10,000円		1,540	1,405	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	884
10,000円をこえ 10,500円に満たな い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								884 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,000 円をこえる 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額
10,500円		1,675	1,540	1,450	1,360	1,280	1,200	1,120	1,040	989
10,500円をこえ 12,000円に満たな い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								889 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,500 円をこえる 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額
12,000円		2,125	1,990	1,900	1,810	1,730	1,650	1,570	1,490	
12,000円をこえ 13,000円に満たな い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								

イ甲 表

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
13,000円	2,465	2,330	2,240	2,150	2,070	1,990	1,910	1,830	1,589	1,589円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち13,000 円をこえる 金額の27% に相当する 金額を加算 した金額		
13,000円をこえ 15,500円に満たな い金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								2,264	2,264円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち15,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額		
15,500円	3,415	3,280	3,190	3,100	3,020	2,940	2,860	2,780	2,264	2,264円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち15,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額		
15,500円をこえ 18,500円に満たな い金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち15,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								4,040	4,040円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち18,500 円をこえる 金額の46% に相当する 金額を加算 した金額		
18,500円	4,675	4,540	4,450	4,360	4,280	4,200	4,120	4,040	3,020	3,020円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち18,500 円をこえる 金額の46% に相当する 金額を加算 した金額		
18,500円をこえ 24,000円に満たな い金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								12,770	12,770円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち24,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額		
24,000円	7,205	7,070	6,980	6,890	6,810	6,730	6,650	6,570	12,770	12,770円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち24,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額		
24,000円をこえ 29,500円に満たな い金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								9,320	9,320円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち29,500 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額		
29,500円	9,955	9,820	9,730	9,640	9,560	9,480	9,400	9,320	9,320	9,320円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち29,500 円をこえる 金額の55% に相当する 金額を加算 した金額		
29,500円をこえ 57,500円に満たな い金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											

表
甲
(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
57,500円	25,355	25,220	25,130	25,040	24,960	24,880	24,800	24,720				
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに上の各欄によつて求めた税額から控除した金額			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。
[注] 本表における用語は「法規類別」の「法規類別者一覧」の「法規類別」とは、それぞれ法第

(二) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

〔扶養親族等〕とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

〔社会保険料控除〕に規定する社会保険料を支拂ふ場合は、この項の規定は適用されない。

(二)「社会保険休業金」とは、(三)「扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(四)「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与に
等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(+) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
①まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

(1) より、 π の値を求めよ。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求めた税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

(1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等一人ごとに40円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2) 日雇労務者の受け取る給与等(法第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等))に掲げる給与等をいう)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税 額						
円 1,350 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,350	1,400	5	0	0	0	0	0
1,400	1,450	10	0	0	0	0	0
1,450	1,500	10	0	0	0	0	0
1,500	1,550	15	0	0	0	0	0
1,550	1,600	20	0	0	0	0	0
1,600	1,650	25	0	0	0	0	0
1,650	1,700	30	0	0	0	0	0
1,700	1,750	30	0	0	0	0	0
1,750	1,800	35	5	0	0	0	0
1,800	1,850	40	5	0	0	0	0
1,850	1,900	45	10	0	0	0	0
1,900	1,950	50	15	0	0	0	0
1,950	2,000	50	20	0	0	0	0
2,000	2,050	55	25	0	0	0	0
2,050	2,100	60	25	0	0	0	0
2,100	2,150	65	30	0	0	0	0
2,150	2,200	70	35	0	0	0	0
2,200	2,250	70	40	5	0	0	0
2,250	2,300	75	45	10	0	0	0
2,300	2,350	80	45	15	0	0	0
2,350	2,400	85	50	15	0	0	0
2,400	2,450	90	55	20	0	0	0
2,450	2,500	95	60	25	0	0	0
2,500	2,550	100	65	30	0	0	0
2,550	2,600	105	65	35	0	0	0
2,600	2,650	110	70	35	5	0	0
2,650	2,700	115	75	40	10	0	0
2,700	2,750	115	80	45	10	0	0
2,750	2,800	120	85	50	15	0	0
2,800	2,850	125	85	55	20	0	0
2,850	2,900	130	90	55	25	0	0
2,900	2,950	135	95	60	30	0	0
2,950	3,000	140	100	65	30	0	0
3,000	3,050	145	105	70	35	0	0
3,050	3,100	150	110	75	40	5	0
3,100	3,150	155	115	80	45	10	0
3,150	3,200	160	120	80	50	15	0
3,200	3,250	165	125	85	55	20	0
3,250	3,300	175	135	95	60	25	0
3,300	3,400	180	140	100	65	30	0
3,400	3,500	195	150	110	75	40	5
3,500	3,600	205	165	120	85	50	15
3,600	3,700	220	175	135	95	60	25
3,700	3,800	230	185	145	105	65	35
3,800	3,900	245	195	155	115	75	45

口乙 表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
円 3,900	円 4,000	円 255	円 210	円 165	円 125	円 85	円 50
4,000	4,100	270	225	175	135	95	60
4,100	4,200	280	235	190	145	105	70
4,200	4,300	295	250	200	160	120	80
4,300	4,400	310	260	215	170	130	90
4,400	4,500	325	275	225	180	140	100
4,500	4,600	335	285	240	190	150	110
4,600	4,700	350	300	250	205	160	120
4,700	4,800	365	310	265	215	170	130
4,800	4,900	380	325	275	230	185	145
4,900	5,000	395	340	290	240	195	155
5,000	5,100	410	355	300	255	210	165
5,100	5,200	425	370	315	270	220	175
5,200	5,300	440	385	330	280	235	185
5,300	5,400	455	400	345	295	245	200
5,400	5,500	470	415	360	305	260	210
5,500	5,600	485	430	375	320	270	225
5,600	5,700	505	445	390	335	285	235
5,700	5,800	520	460	405	350	295	250
5,800	5,900	535	475	415	365	310	260
5,900	6,000	550	490	430	380	325	275
6,000	6,100	570	510	450	395	340	290
6,100	6,200	585	525	465	410	355	305
6,200	6,300	605	545	485	425	370	320
6,300	6,400	625	560	500	440	385	335
6,400	6,500	645	580	520	455	400	350
6,500	6,600	665	595	535	475	415	365
6,600	6,700	685	615	550	490	430	380
6,700	6,800	705	635	570	510	450	395
6,800	6,900	725	655	585	525	465	410
6,900	7,000	745	675	605	545	485	425
7,000	7,100	765	695	625	560	500	440
7,100	7,200	785	715	645	575	515	455
7,200	7,300	805	735	665	595	535	475
7,300	7,400	825	755	685	615	550	490
7,400	7,500	845	775	705	635	570	510
7,500	7,600	865	795	725	655	585	525
7,600	7,700	890	815	745	675	605	540
7,700	7,800	910	835	765	695	625	560
7,800	7,900	935	855	785	715	645	575
7,900	8,000	955	875	805	735	665	595
8,000	8,100	980	900	825	755	685	615
8,100	8,200	1,005	925	845	775	705	635
8,200	8,300	1,025	945	865	795	725	655
8,300	8,400	1,050	970	890	815	745	675

ロ乙 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上未満	税額							
8,400円	8,500円	1,070円	990円	910円	885円	765円	695円	625円
8,500	8,600	1,095	1,015	935	855	785	715	645
8,600	8,700	1,115	1,035	955	875	805	735	665
8,700	8,800	1,140	1,060	980	900	825	755	685
8,800	8,900	1,160	1,080	1,000	920	845	775	705
8,900	9,000	1,185	1,105	1,025	945	865	795	725
9,000	9,100	1,210	1,130	1,050	970	885	815	745
9,100	9,200	1,235	1,150	1,070	990	910	835	765
9,200	9,300	1,260	1,175	1,095	1,015	935	855	785
9,300	9,400	1,285	1,195	1,115	1,035	955	875	805
9,400	9,500	1,310	1,220	1,140	1,060	980	900	825
9,500	9,600	1,335	1,245	1,160	1,080	1,000	920	845
9,600	9,700	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945	865
9,700	9,800	1,385	1,295	1,205	1,125	1,045	965	885
9,800	9,900	1,415	1,320	1,230	1,150	1,070	990	910
9,900	10,000	1,440	1,350	1,260	1,175	1,095	1,010	930
10,000円		1,450	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945
10,000円をこえ 10,500円に満た ない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円 をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額							
10,500円		1,585	1,495	1,405	1,320	1,240	1,160	1,080
10,500円をこえ 12,000円に満た ない金額	10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,500円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
12,000円		2,035	1,945	1,855	1,770	1,690	1,610	1,530
12,000円をこえ 13,000円に満た ない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円 をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
13,000円		2,375	2,285	2,195	2,110	2,030	1,950	1,870
13,000円をこえ 15,500円に満た ない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円 をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
15,500円		3,325	3,235	3,145	3,060	2,980	2,900	2,820
15,500円をこえ 18,500円に満た ない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円 をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
18,500円		4,585	4,495	4,405	4,320	4,240	4,160	4,080
18,500円をこえ 24,000円に満た ない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円 をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							

ロ乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
24,000円	円 7,115	円 7,025	円 6,935	円 6,850	円 6,770	円 6,690	円 6,610
24,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
29,500円	円 9,865	円 9,775	円 9,685	円 9,600	円 9,520	円 9,440	円 9,360
29,500円をこえ 57,500円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	円 25,265	円 25,175	円 25,085	円 25,000	円 24,920	円 24,840	円 24,760
57,500円をこえ る金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額							

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者

(2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(一)に掲げる居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一つに該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(二)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(1)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数										乙	
4人		5人		6人		7人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
65千円未満		73千円未満		82千円未満		91千円未満					
65	69	73	78	82	88	91	97				
69	74	78	84	88	94	97	104				
74	80	84	91	94	101	104	111				
80	96	91	105	101	115	111	124				
96	122	105	130	115	138	124	145				
122	143	130	150	138	158	145	166				
143	163	150	170	158	179	166	187				
163	182	170	191	179	200	187	209				
182	204	191	213	200	222	209	231				
204	230	213	239	222	247	231	254	70千円未満			
230	255	239	263	247	270	254	277				
255	275	263	282	270	289	277	295				
275	295	282	302	289	309	295	317				
295	313	302	320	309	328	317	336				
313	330	320	338	328	346	336	354				
330	363	338	371	346	380	354	389				
363	401	371	409	380	418	389	426				
401	453	409	461	418	469	426	477				
453	512	461	521	469	530	477	539				
512	600	521	609	530	618	539	626				
600	712	609	720	618	729	626	737				
712	935	720	945	729	955	737	965				
935	1,768	945	1,778	955	1,788	965	1,798				
1,768	3,435	1,778	3,445	1,788	3,455	1,798	3,465				
3,435千円以上		3,445千円以上		3,455千円以上		3,465千円以上		1,110千円以上			

条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
申告書に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額を
保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

である。
する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書
き)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族
それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。)については、(同に該当する場合を除き、

である。
合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中
表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ若

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額か
は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和45年4月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 金 乗 き 率 に べ く	扶 養 親 族										千円 55千円未満	
	人		人		人		人		人			
	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5		
	前	月	の	社	会	保	險	料	控			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0%	21千円未満	35千円未満	45千円未満	55千円未満								
2	21	22	35	38	45	49	55	59				
4	22	24	38	41	49	53	59	64				
6	24	42	41	56	53	65	64	70				
8	42	68	56	75	65	81	70	88				
10	68	84	75	94	81	104	88	114				
12	84	106	94	120	104	129	114	136				
14	106	129	120	140	129	147	136	155				
16	129	145	140	157	147	165	155	173				
18	145	166	157	178	165	187	173	195				
20	166	192	178	205	187	213	195	222				
22	192	215	205	229	213	239	222	248				
24	215	242	229	254	239	261	248	268				
26	242	261	254	272	261	280	268	287				
28	261	281	272	292	280	299	287	306				
30	281	296	292	308	299	315	306	323				
32	296	326	308	337	315	345	323	354				
35	326	363	337	376	345	384	354	392				
38	363	417	376	429	384	437	392	445				
41	417	470	429	484	437	493	445	502				
44	470	564	484	576	493	584	502	591				
47	564	675	576	687	584	695	591	704				
50	675	890	687	905	695	915	704	925				
55	890	1,723	905	1,738	915	1,748	925	1,758				
60	1,723	3,390	1,738	3,405	1,748	3,415	1,758	3,425				
65	3,390千円以上		3,405千円以上		3,415千円以上		3,425千円以上					

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する

(五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、併に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたと

(五) 勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたと

(六) 等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、

(七) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(八) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(九) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(十) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(十一) 前月中の給与等の金額がない場合は、前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合に、この

(十二) の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この

(十三) しくは第二号又は第二項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(十四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められて

(十五) ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第四 昭和45年4月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0円	90,000円	92,000円	4,500円	234,000円	238,000円	11,700円	
2,000	4,000	100	92,000	94,000	4,600	238,000	242,000	11,900
4,000	6,000	200	94,000	96,000	4,700	242,000	246,000	12,100
6,000	8,000	300	96,000	98,000	4,800	246,000	250,000	12,300
8,000	10,000	400	98,000	100,000	4,900	250,000	254,000	12,500
10,000	12,000	500	100,000	102,000	5,000	254,000	258,000	12,700
12,000	14,000	600	102,000	104,000	5,100	258,000	262,000	12,900
14,000	16,000	700	104,000	106,000	5,200	262,000	266,000	13,100
16,000	18,000	800	106,000	108,000	5,300	266,000	270,000	13,300
18,000	20,000	900	108,000	110,000	5,400	270,000	274,000	13,500
20,000	22,000	1,000	110,000	112,000	5,500	274,000	278,000	13,700
22,000	24,000	1,100	112,000	114,000	5,600	278,000	282,000	13,900
24,000	26,000	1,200	114,000	116,000	5,700	282,000	286,000	14,100
26,000	28,000	1,300	116,000	118,000	5,800	286,000	290,000	14,300
28,000	30,000	1,400	118,000	120,000	5,900	290,000	294,000	14,500
30,000	32,000	1,500	120,000	122,000	6,000	294,000	298,000	14,700
32,000	34,000	1,600	122,000	124,000	6,100	298,000	302,000	14,900
34,000	36,000	1,700	124,000	126,000	6,200	302,000	306,000	15,100
36,000	38,000	1,800	126,000	130,000	6,300	306,000	310,000	15,300
38,000	40,000	1,900	130,000	134,000	6,500	310,000	314,000	15,500
40,000	42,000	2,000	134,000	138,000	6,700	314,000	318,000	15,700
42,000	44,000	2,100	138,000	142,000	6,900	318,000	322,000	15,900
44,000	46,000	2,200	142,000	146,000	7,100	322,000	326,000	16,100
46,000	48,000	2,300	146,000	150,000	7,300	326,000	330,000	16,300
48,000	50,000	2,400	150,000	154,000	7,500	330,000	334,000	16,500
50,000	52,000	2,500	154,000	158,000	7,700	334,000	338,000	16,700
52,000	54,000	2,600	158,000	162,000	7,900	338,000	342,000	16,900
54,000	56,000	2,700	162,000	166,000	8,100	342,000	346,000	17,100
56,000	58,000	2,800	166,000	170,000	8,300	346,000	350,000	17,300
58,000	60,000	2,900	170,000	174,000	8,500	350,000	354,000	17,500
60,000	62,000	3,000	174,000	178,000	8,700	354,000	358,000	17,700
62,000	64,000	3,100	178,000	182,000	8,900	358,000	362,000	17,900
64,000	66,000	3,200	182,000	186,000	9,100	362,000	366,000	18,100
66,000	68,000	3,300	186,000	190,000	9,300	366,000	370,000	18,300
68,000	70,000	3,400	190,000	194,000	9,500	370,000	374,000	18,500
70,000	72,000	3,500	194,000	198,000	9,700	374,000	378,000	18,700
72,000	74,000	3,600	198,000	202,000	9,900	378,000	382,000	18,900
74,000	76,000	3,700	202,000	206,000	10,100	382,000	386,000	19,100
76,000	78,000	3,800	206,000	210,000	10,300	386,000	390,000	19,300
78,000	80,000	3,900	210,000	214,000	10,500	390,000	396,000	19,500
80,000	82,000	4,000	214,000	218,000	10,700	396,000	402,000	19,800
82,000	84,000	4,100	218,000	222,000	10,900	402,000	408,000	20,100
84,000	86,000	4,200	222,000	226,000	11,100	408,000	414,000	20,400
86,000	88,000	4,300	226,000	230,000	11,300	414,000	420,000	20,700
88,000	90,000	4,400	230,000	234,000	11,500	420,000	426,000	21,000

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
426,000	432,000	21,300	696,000	702,000	36,000	1,028,000	1,036,000	56,700
432,000	438,000	21,600	702,000	708,000	36,300	1,036,000	1,044,000	57,200
438,000	444,000	21,900	708,000	714,000	36,700	1,044,000	1,052,000	57,700
444,000	450,000	22,200	714,000	720,000	37,100	1,052,000	1,060,000	58,200
450,000	456,000	22,500	720,000	726,000	37,500	1,060,000	1,068,000	58,700
456,000	462,000	22,800	726,000	732,000	37,800	1,068,000	1,076,000	59,200
462,000	468,000	23,100	732,000	738,000	38,200	1,076,000	1,084,000	59,700
468,000	474,000	23,400	738,000	744,000	38,600	1,084,000	1,092,000	60,200
474,000	480,000	23,700	744,000	750,000	39,000	1,092,000	1,100,000	60,700
480,000	486,000	24,000	750,000	756,000	39,300	1,100,000	1,108,000	61,200
486,000	492,000	24,300	756,000	762,000	39,700	1,108,000	1,116,000	61,700
492,000	498,000	24,600	762,000	768,000	40,100	1,116,000	1,124,000	62,200
498,000	504,000	24,900	768,000	774,000	40,500	1,124,000	1,132,000	62,700
504,000	510,000	25,200	774,000	780,000	40,800	1,132,000	1,140,000	63,200
510,000	516,000	25,500	780,000	788,000	41,200	1,140,000	1,148,000	63,700
516,000	522,000	25,800	788,000	796,000	41,700	1,148,000	1,156,000	64,200
522,000	528,000	26,100	796,000	804,000	42,200	1,156,000	1,164,000	64,700
528,000	534,000	26,400	804,000	812,000	42,700	1,164,000	1,172,000	65,200
534,000	540,000	26,700	812,000	820,000	43,200	1,172,000	1,180,000	65,700
540,000	546,000	27,000	820,000	828,000	43,700	1,180,000	1,188,000	66,200
546,000	552,000	27,300	828,000	836,000	44,200	1,188,000	1,196,000	66,700
552,000	558,000	27,600	836,000	844,000	44,700	1,196,000	1,204,000	67,200
558,000	564,000	27,900	844,000	852,000	45,200	1,204,000	1,212,000	67,800
564,000	570,000	28,200	852,000	860,000	45,700	1,212,000	1,220,000	68,400
570,000	576,000	28,500	860,000	868,000	46,200	1,220,000	1,228,000	69,000
576,000	582,000	28,800	868,000	876,000	46,700	1,228,000	1,236,000	69,600
582,000	588,000	29,100	876,000	884,000	47,200	1,236,000	1,244,000	70,200
588,000	594,000	29,400	884,000	892,000	47,700	1,244,000	1,252,000	70,800
594,000	600,000	29,700	892,000	900,000	48,200	1,252,000	1,260,000	71,400
600,000	606,000	30,000	900,000	908,000	48,700	1,260,000	1,268,000	72,000
606,000	612,000	30,300	908,000	916,000	49,200	1,268,000	1,276,000	72,600
612,000	618,000	30,700	916,000	924,000	49,700	1,276,000	1,284,000	73,200
618,000	624,000	31,100	924,000	932,000	50,200	1,284,000	1,292,000	73,800
624,000	630,000	31,500	932,000	940,000	50,700	1,292,000	1,300,000	74,400
630,000	636,000	31,800	940,000	948,000	51,200	1,300,000	1,310,000	75,000
636,000	642,000	32,200	948,000	956,000	51,700	1,310,000	1,320,000	75,700
642,000	648,000	32,600	956,000	964,000	52,200	1,320,000	1,330,000	76,500
648,000	654,000	33,000	964,000	972,000	52,700	1,330,000	1,340,000	77,200
654,000	660,000	33,300	972,000	980,000	53,200	1,340,000	1,350,000	78,000
660,000	666,000	33,700	980,000	988,000	53,700	1,350,000	1,360,000	78,700
666,000	672,000	34,100	988,000	996,000	54,200	1,360,000	1,370,000	79,500
672,000	678,000	34,500	996,000	1,004,000	54,700	1,370,000	1,380,000	80,200
678,000	684,000	34,800	1,004,000	1,012,000	55,200	1,380,000	1,390,000	81,000
684,000	690,000	35,200	1,012,000	1,020,000	55,700	1,390,000	1,400,000	81,700
690,000	696,000	35,600	1,020,000	1,028,000	56,200	1,400,000	1,410,000	82,500

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,410,000	1,420,000	83,200	1,860,000	1,870,000	117,400	2,310,000	2,320,000	156,100
1,420,000	1,430,000	84,000	1,870,000	1,880,000	118,200	2,320,000	2,330,000	157,000
1,430,000	1,440,000	84,700	1,880,000	1,890,000	119,100	2,330,000	2,340,000	157,800
1,440,000	1,450,000	85,500	1,890,000	1,900,000	119,900	2,340,000	2,350,000	158,700
1,450,000	1,460,000	86,200	1,900,000	1,910,000	120,700	2,350,000	2,360,000	159,600
1,460,000	1,470,000	87,000	1,910,000	1,920,000	121,500	2,360,000	2,370,000	160,500
1,470,000	1,480,000	87,700	1,920,000	1,930,000	122,400	2,370,000	2,380,000	161,300
1,480,000	1,490,000	88,500	1,930,000	1,940,000	123,200	2,380,000	2,390,000	162,200
1,490,000	1,500,000	89,200	1,940,000	1,950,000	124,000	2,390,000	2,400,000	163,100
1,500,000	1,510,000	90,000	1,950,000	1,960,000	124,800	2,400,000	2,410,000	164,000
1,510,000	1,520,000	90,700	1,960,000	1,970,000	125,700	2,410,000	2,420,000	164,900
1,520,000	1,530,000	91,500	1,970,000	1,980,000	126,500	2,420,000	2,430,000	165,900
1,530,000	1,540,000	92,200	1,980,000	1,990,000	127,300	2,430,000	2,440,000	166,800
1,540,000	1,550,000	93,000	1,990,000	2,000,000	128,100	2,440,000	2,450,000	167,800
1,550,000	1,560,000	93,700	2,000,000	2,010,000	129,000	2,450,000	2,460,000	168,700
1,560,000	1,570,000	94,500	2,010,000	2,020,000	129,800	2,460,000	2,470,000	169,700
1,570,000	1,580,000	95,200	2,020,000	2,030,000	130,700	2,470,000	2,480,000	170,600
1,580,000	1,590,000	96,000	2,030,000	2,040,000	131,600	2,480,000	2,490,000	171,600
1,590,000	1,600,000	96,700	2,040,000	2,050,000	132,500	2,490,000	2,500,000	172,500
1,600,000	1,610,000	97,500	2,050,000	2,060,000	133,300	2,500,000	2,510,000	173,500
1,610,000	1,620,000	98,200	2,060,000	2,070,000	134,200	2,510,000	2,520,000	174,400
1,620,000	1,630,000	99,000	2,070,000	2,080,000	135,100	2,520,000	2,530,000	175,400
1,630,000	1,640,000	99,700	2,080,000	2,090,000	136,000	2,530,000	2,540,000	176,300
1,640,000	1,650,000	100,500	2,090,000	2,100,000	136,800	2,540,000	2,550,000	177,300
1,650,000	1,660,000	101,200	2,100,000	2,110,000	137,700	2,550,000	2,560,000	178,200
1,660,000	1,670,000	102,000	2,110,000	2,120,000	138,600	2,560,000	2,570,000	179,200
1,670,000	1,680,000	102,700	2,120,000	2,130,000	139,500	2,570,000	2,580,000	180,100
1,680,000	1,690,000	103,500	2,130,000	2,140,000	140,300	2,580,000	2,590,000	181,100
1,690,000	1,700,000	104,200	2,140,000	2,150,000	141,200	2,590,000	2,600,000	182,000
1,700,000	1,710,000	105,000	2,150,000	2,160,000	142,100	2,600,000	2,610,000	183,000
1,710,000	1,720,000	105,700	2,160,000	2,170,000	143,000	2,610,000	2,620,000	183,900
1,720,000	1,730,000	106,500	2,170,000	2,180,000	143,800	2,620,000	2,630,000	184,900
1,730,000	1,740,000	107,200	2,180,000	2,190,000	144,700	2,630,000	2,640,000	185,800
1,740,000	1,750,000	108,000	2,190,000	2,200,000	145,600	2,640,000	2,650,000	186,800
1,750,000	1,760,000	108,700	2,200,000	2,210,000	146,500	2,650,000	2,660,000	187,700
1,760,000	1,770,000	109,500	2,210,000	2,220,000	147,300	2,660,000	2,670,000	188,700
1,770,000	1,780,000	110,200	2,220,000	2,230,000	148,200	2,670,000	2,680,000	189,600
1,780,000	1,790,000	111,000	2,230,000	2,240,000	149,100	2,680,000	2,690,000	190,600
1,790,000	1,800,000	111,700	2,240,000	2,250,000	150,000	2,690,000	2,700,000	191,500
1,800,000	1,810,000	112,500	2,250,000	2,260,000	150,800	2,700,000	2,710,000	192,500
1,810,000	1,820,000	113,300	2,260,000	2,270,000	151,700	2,710,000	2,720,000	193,400
1,820,000	1,830,000	114,100	2,270,000	2,280,000	152,600	2,720,000	2,730,000	194,400
1,830,000	1,840,000	114,900	2,280,000	2,290,000	153,500	2,730,000	2,740,000	195,300
1,840,000	1,850,000	115,800	2,290,000	2,300,000	154,300	2,740,000	2,750,000	196,300
1,850,000	1,860,000	116,600	2,300,000	2,310,000	155,200	2,750,000	2,760,000	197,200

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,760,000	2,770,000	198,200	3,210,000	3,220,000	244,300	3,660,000	3,670,000	294,200
2,770,000	2,780,000	199,100	3,220,000	3,230,000	245,400	3,670,000	3,680,000	295,300
2,780,000	2,790,000	200,100	3,230,000	3,240,000	246,500	3,680,000	3,690,000	296,400
2,790,000	2,800,000	201,000	3,240,000	3,250,000	247,600	3,690,000	3,700,000	297,500
2,800,000	2,810,000	202,000	3,250,000	3,260,000	248,700	3,700,000	3,710,000	298,700
2,810,000	2,820,000	202,900	3,260,000	3,270,000	249,800	3,710,000	3,720,000	299,800
2,820,000	2,830,000	203,900	3,270,000	3,280,000	250,900	3,720,000	3,730,000	300,900
2,830,000	2,840,000	204,800	3,280,000	3,290,000	252,000	3,730,000	3,740,000	302,000
2,840,000	2,850,000	205,800	3,290,000	3,300,000	253,100	3,740,000	3,750,000	303,100
2,850,000	2,860,000	206,700	3,300,000	3,310,000	254,300	3,750,000	3,760,000	304,200
2,860,000	2,870,000	207,700	3,310,000	3,320,000	255,400	3,760,000	3,770,000	305,300
2,870,000	2,880,000	208,600	3,320,000	3,330,000	256,500	3,770,000	3,780,000	306,400
2,880,000	2,890,000	209,600	3,330,000	3,340,000	257,600	3,780,000	3,790,000	307,500
2,890,000	2,900,000	210,500	3,340,000	3,350,000	258,700	3,790,000	3,800,000	308,600
2,900,000	2,910,000	211,500	3,350,000	3,360,000	259,800	3,800,000	3,810,000	309,800
2,910,000	2,920,000	212,400	3,360,000	3,370,000	260,900	3,810,000	3,820,000	310,900
2,920,000	2,930,000	213,400	3,370,000	3,380,000	262,000	3,820,000	3,830,000	312,000
2,930,000	2,940,000	214,300	3,380,000	3,390,000	263,100	3,830,000	3,840,000	313,100
2,940,000	2,950,000	215,300	3,390,000	3,400,000	264,200	3,840,000	3,850,000	314,200
2,950,000	2,960,000	216,200	3,400,000	3,410,000	265,400	3,850,000	3,860,000	315,300
2,960,000	2,970,000	217,200	3,410,000	3,420,000	266,500	3,860,000	3,870,000	316,400
2,970,000	2,980,000	218,100	3,420,000	3,430,000	267,600	3,870,000	3,880,000	317,500
2,980,000	2,990,000	219,100	3,430,000	3,440,000	268,700	3,880,000	3,890,000	318,600
2,990,000	3,000,000	220,000	3,440,000	3,450,000	269,800	3,890,000	3,900,000	319,700
3,000,000	3,010,000	221,000	3,450,000	3,460,000	270,900	3,900,000	3,910,000	320,900
3,010,000	3,020,000	222,100	3,460,000	3,470,000	272,000	3,910,000	3,920,000	322,000
3,020,000	3,030,000	223,200	3,470,000	3,480,000	273,100	3,920,000	3,930,000	323,100
3,030,000	3,040,000	224,300	3,480,000	3,490,000	274,200	3,930,000	3,940,000	324,200
3,040,000	3,050,000	225,400	3,490,000	3,500,000	275,300	3,940,000	3,950,000	325,300
3,050,000	3,060,000	226,500	3,500,000	3,510,000	276,500	3,950,000	3,960,000	326,400
3,060,000	3,070,000	227,600	3,510,000	3,520,000	277,600	3,960,000	3,970,000	327,500
3,070,000	3,080,000	228,700	3,520,000	3,530,000	278,700	3,970,000	3,980,000	328,600
3,080,000	3,090,000	229,800	3,530,000	3,540,000	279,800	3,980,000	3,990,000	329,700
3,090,000	3,100,000	230,900	3,540,000	3,550,000	280,900	3,990,000	4,000,000	330,800
3,100,000	3,110,000	232,100	3,550,000	3,560,000	282,000			
3,110,000	3,120,000	233,200	3,560,000	3,570,000	283,100	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から178,000円を控除した金額
3,120,000	3,130,000	234,300	3,570,000	3,580,000	284,200			
3,130,000	3,140,000	235,400	3,580,000	3,590,000	285,300			
3,140,000	3,150,000	236,500	3,590,000	3,600,000	286,400			
3,150,000	3,160,000	237,600	3,600,000	3,610,000	287,600			
3,160,000	3,170,000	238,700	3,610,000	3,620,000	288,700	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.35%を乗じて算出した金額から258,000円を控除した金額
3,170,000	3,180,000	239,800	3,620,000	3,630,000	289,800			
3,180,000	3,190,000	240,900	3,630,000	3,640,000	290,900			
3,190,000	3,200,000	242,000	3,640,000	3,650,000	292,000			
3,200,000	3,210,000	243,200	3,650,000	3,660,000	293,100			

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 7,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額	円 14,000,000	円 16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28.5%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	円 80,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,692,000円を控除した金額
7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から462,000円を控除した金額	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に33.1%を乗じて算出した金額から5,232,000円を控除した金額
8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,612,000円を控除した金額
10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額	130,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額
12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,002,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30.6%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,382,000円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から法別表第八の附表により法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

昭和四十五年度の税制改正による所得税負担の軽減を昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与等及び退職手当等にすみやかに及ぼすため、これらに係る所得税の源泉徴収について所得税法の特例を設けるとともに、同年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年四月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 政府より順次提案理由の説明を求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政務次官 ただいま議題となりました国税通則法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を申し上げます。

政府は、昭和四十五年度税制改正の一環として、最近における社会、経済の諸情勢の進展に即し、納税者の権利救済制度の整備充実をはかることが必要であると考え、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、国税に関する審査請求については、現在、各國税局に置かれている協議團が審理を行ない、協議團の議決に基づいて国税局長が裁決することになりますが、今回の改正では、課税等の処分に関与する税務の執行系統から切り離された機関として国税不服審判所を国税庁に設け、納税者の審査請求について審理、裁決を行なわせることといたします。なお、国税不服審判所には、事案の能率的な処理に資するため、必要な地にその支部を置くことといたします。

第二に、不服申し立て期間の延長、不服申し立て等の期間は、これを一ヶ月から二ヶ月に延長することといたしております。また、納税者の不服に関する審理手続については、国税不服審判所長

は、一定の手続を経て、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁めます。

第三に、納税者が誤って税額を過大に申告したと主張する場合の更正の請求について、現行二カ月の請求期間を一年に延長するとともに、やむを得ない後発的な理由による更正の請求についても、さらにその特例を設ける等、所要の改善を行なうこととしたとしております。

第四に、差し押さえにより国税の徴収を確保する措置がとられた場合は十分な担保が提供されている場合には、差し押さえ等がされている期間の延滞税を二分の一に軽減する措置を行なうことといたしております。

なお、以上のほか、不服申し立ての補正について口頭または職権の補正を認めること、国税審査会の委員の任命権者を大蔵大臣とすること等、第六十五回国会における衆議院の修正は、この法律案にすべて織り込んでおります。

次に、昭和四十五年度の税制改正に關する暫定措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、昭和四十五年度の税制改正において、内国税に關しましては、最近における国民負担の状況及び経済財政事情を勘案して、所得税負担の大額な軽減により平年度約三千五十億円の減税を行なう一方、法人税負担を引き上げるとともに、利子・配当課税をはじめとする租税特別措置の整理合理化等をはかりたいと考えております。また、関税暫定措置法におきましては、トランジスター・テレビ受像機、電子楽器等に対する暫定的非課税または税率の軽減等の措置であります。また、関税暫定措置法におきましては、農林漁業用重油の免稅、国産原油の購入にかかる関税の還付等の減免、還付制度のほか、バナナ、石油化学用揮発油、トウモロコシ等四百九十九品目に対する暫定税率の適用であります。

以上、二法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、來たる二十四日火曜日、午前十時理事

あります。

まずは第一は、昭和四十五年度の税制改正のうち、はこれにて散会いたします。

午前十時四十六分散会 会、十時三十分委員会を開会することとし、本日

午前十時四十六分散会

国民の期待の大きい所得税の減税について、その効果をすみやかに及ぼすことあります。

すなわち、昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与所得及び退職所得に決ができます。

つきまして、別途、所得税法で改正を予定いたしました基礎控除等の各種控除の引き上げ、給

与所得控除の拡充及び税率の緩和を織り込んで計算した源泉徴収税額表により所得税の源泉徴収を行なうこととしております。

第二は、租税特別措置法、物品税法の一部を改正する法律等及び国税暫定措置法に規定されております内国税及び関税に關する特別措置のうち、昭和四十五年三月三十一日にその適用期限が到来するものについて、その期限を四月三十日まで延長することとあります。

すなわち、この法律案によつて適用期限が延長されるものは、租税特別措置法におきましては、利子所得に対する所得税の分離課税、配当所得に対する所得税の源泉選択課税、中小企業者の取得する土地の所有權の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減等の措置、物品税法の一部を改正する法律等におきましては、トランジスター・テレビ受像機、電子楽器等に対する暫定的非課税または税率の軽減等の措置であります。また、関税暫定措置法におきましては、農林漁業用重油の免稅、

国産原油の購入にかかる関税の還付等の減免、還付制度のほか、バナナ、石油化学用揮発油、トウモロコシ等四百九十九品目に対する暫定税率の適用であります。

以上、二法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

昭和四十五年二月二十八日印刷

昭和四十五年三月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局